

## 【任意継続被保険者資格取得申請をされる方へ】

任意継続被保険者資格取得を申請するにあたり、下記事項を十分ご理解のうえ、手続きをされますようお願い致します。なお、退職日の翌日より再就職予定の場合は、申請の必要はありません。

### 言 己

#### 1. 任意継続とは

退職後に引き続き、一定の条件の下に個人で任意に被保険者の資格を継続する制度です。

#### 2. 加入の条件

- ① 退職日までに、継続して2ヶ月以上、三菱UFJニコス健康保険組合へ加入している。
- ② 退職日の翌日から20日以内に健康保険組合に届くよう申請する。（厳守）

#### 3. 加入期間 《 保険証が使える期間 》

退職日の翌日から2年間を限度とします。

#### 4. 資格の喪失 《 保険証が使えなくなる 》

- ① 加入期間が満了した時
- ② 再就職をし、被保険者資格を取得した時（要連絡）
- ③ 被保険者が死亡した時（要連絡）
- ④ 保険料を納付期日（6. 保険料の納付方法を参照）までに納付しない時

（注）①～④以外の理由では喪失できません。例えば、配偶者の被扶養者になるとか、国民健康保険へ加入するとかという理由では喪失できませんので注意して下さい。

#### 5. 保 険 料

退職時の標準報酬月額により保険料を負担いただきますが、事業主負担がなくなりますので、退職時の給与より控除されている額とは異なります。

ただし、健保組合における標準報酬月額の平均した額より高い場合は、平均標準報酬月額に保険料率を乗じた額になります。

\*平均標準報酬月額は、毎年4月1日に見直されます。

平成30年度の平均標準報酬月額は、360,000円ですので、保険料の上限は健康保険料が、30,600円（保険料率：85/1000）、介護保険料（40才～64才までの人）が5,940円（介護保険料率16.5/1000）です。

保険料が変更になる場合は、ご連絡致します。

（注意） 在職中、給与から控除されている保険料は前月分ですが、任意継続の場合当月分を当月に納付します。

## 6. 保険料納付方法及び納付期限 ☆銀行引き落としはできません☆

以下の3とおりの方法があります。

(注) 納付方法は最初に決定し、資格を喪失するまで同じ方法となります。

やむを得ず支払方法の変更をご希望される方は、前納期間終了月の前月末日までに当健康保険組合にご連絡ください。

(注) 納付書は年度(4月～翌年3月)ごとに発行します。

納付方法	納付期限
①毎月振り込む(=単月) ※纏め振込みは可能ですが割引はありません。	その月の分を毎月1日～10日までに振り込む。ただし、資格取得月は健保組合の指定する日。
②6ヶ月分をまとめて振り込む(=6ヶ月前納) *保険料に若干の割引があります。	4月分～9月分を⇒3月31日までに 10月分～翌年3月分を⇒9月30日までに 振り込む。 ただし、資格取得時は健保組合の指定する日。
③12ヶ月分をまとめて振り込む(=12ヶ月前納) *保険料に若干の割引があります。	4月分～翌年3月分を3月31日までに振り込む。 ただし、資格取得時は健保組合の指定する日。

保険料納付にあたり、金融機関への振込手数料は本人負担となります。

\*ATMからの振込みも可能ですが、必ず告知番号の入力をお願いいたします。

## 7. 保険証の送付

事業主より退職の届出があった日より1週間前後に郵便でお届けします。(保険料納付書も一緒に送付します)

## 8. 変更がある場合

氏名、住所、給付金振込口座(退職時は給与振込先になっています)、被扶養者等の変更があった場合は至急ご連絡下さい。

## 9. 保険証の返却

資格を喪失した時は、至急保険証を返却して下さい。

なお、再就職又は死亡の場合は、健保組合へ提出して頂く書類がありますので、すみやかにご連絡下さい。保険料に過払いがある場合は返還致します。

## 10. 連絡先

〒113-8411 文京区本郷3-33-5  
電話 03-3815-6216  
三菱UFJニコス健康保険組合